内部水源地公共下水道接続工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　四日市市采女町　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考

3．工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外／工事種目	屋外					
・空気調和設備						
・換気設備						
・排煙設備						
・自動制御設備						
・衛生器具設備						
・給水設備	排水設備に含む					
◎排水設備	一式					
・給湯設備						
・消火設備						
・厨房設備						
・ガス設備						
・雨水利用設備						
・排水処理設備						
◎撤去工事	一式					

4．指定部分　・無　・有（　部位：　　　　）
指定部分工期　平成　年　月　日

5．設備概要（○印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空調方式 主要熱源機器	・パッケージ形空気調和機 ・全熱交換機
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水方式	・高置タンク方式　・ポンプ直送方式　・水道直結方式　・水道直結増圧方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（・合流式　・分流式） ポンプ排水　・有（・汚物　・雑排水　・湧水）　・無 建物外放流先 （1）汚　水　・直放流下水管　◎公共下水道放流 （2）雑排水　・直放流下水管　◎公共下水道放流
消火設備の種類	・屋内消火栓設備　・スプリンクラー設備　・泡消火設備 ・連結散水設備　・連結送水管　・不活性ガス消火設備（・　　　）

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。
◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版（以下「標準仕様書」という。）
◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）
◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成28年版（以下「標準図」という。）

2．特記仕様
章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項

◎ 一般共通事項（1）

① 環境への配慮

（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
（2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

② 材料・機材の品質等

（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
（2）別表－1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定めで許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
（3）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。

3 技能士の適用

・配管施工（配管工事）・建築板金施工（ダクト製作及び取付け）
・熱絶縁施工（保温工事）
・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備）

④ 工事用仮設物

構内につくることが　・できる　◎できない

5 足場その他

・別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。

・本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
・内部足場 等(・　種・　種・　種)
・外部足場 等(・　種・　種・　種・　種)

⑥ 建設発生土の処理

・埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
◎構外搬出適切処理とする。

⑦ 埋戻し土・盛土

◎根切り土の中の良質土　◎山砂の類

8 運転操作説明板

系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　m2とする。

9 機材の承諾図

機械設備工事機材承諾図様式集（平成25年版）によるほか、監督職員の指示による。

10 総合調整

・本工事　・別途
調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定
・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定　・飲料水の水質の測定

11 電動機

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

12 電源周波数

・５０Ｈｚ　・６０Ｈｚ

13 容量等の表示

（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

14 耐震措置

設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。）
（1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。
[名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　]
[名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　]
[名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　]
[名称：　、記号：　]、[名称：　、記号：　]
水槽類にはオイルタンクを含む。
（2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

15 地中埋設標等

（1）地中埋設標　・要（図示による。）　・不要
（2）埋設表示用テープ（2倍）　・要（排水管を除く。）　・不要

16 配　管

（1）ステンレス配管の接合は、下記による。
・呼び径６０Ｓｕ以下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手　　）
（2）溶接部の非破壊検査　・要（抜取率　・標準仕様書(機械設備工事編)による　・　％）

17 絶縁継手

取り付け箇所及び仕様は図示による。

18 保　温

・屋外露出部の（・機器類　・配管類）には(・凍結防止ヒーター　・防凍保温)を行う。
なお、配管類には弁類を含むものとする。
（対象機器類：・　　・　　・　　・　　）
（対象配管類：・給水管　・消火管（屋外のみ）　・膨張管　・ドレン管（屋内のみ））
凍結防止ヒーター：自己サーモ式とし、防凍保温を施すものとする。
防凍保温　：標準仕様書第２編３．１．４及び３．１．５によるものとする。
但し、保温厚さは配管の呼び径２５以下は５０mm以上、呼び径３２以上は４０mm以上とする。
・共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　　）を適用する。
・多湿箇所は下記の場所とする。(天井内共多湿箇所とする。)
(・浴室(ユニットは除く）・シャワー室（ユニットは除く）・脱衣室　・　）
・屋内露出（・実験室　・　）の保温外装は（・アルミガラスクロス　・　）とする。

19 塗　装

露出機材の塗装仕上げは下記による。
・屋外：・ドレン管　（・指定色塗装　・　）
・金属電線管　（・内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ　・指定色塗装）
・屋内：・EPS、ピット階を除く露出配管、電線管類（・指定色塗装　・　）

20 電線類

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。

21 天井仕上区分

（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

22 吊り及び支持

（1）（・槽内　・土間）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。

23 施工調査

事前調査　・本工事
調査項目　・既存資料調査
調査範囲　・図示
調査方法　・図示
・はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
・石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。）

24 既存躯体への穿孔

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。

㉕ 試　験

（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。
（2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管HIVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、
給水給湯系：24時間常圧耐圧確認
排水系：通水確認

26 他工事又は他工種との取合い

工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

・空気調和設備（1）

1 設計用温湿度

	外気（地区名：津）温度(DB)	外気 湿度(RH)	屋内 一般系統 温度(DB)	一般系統 湿度(RH)	OA系統 温度(DB)	OA系統 湿度(RH)	一般系統(ACP系統) 温度(DB)	一般系統(ACP系統) 湿度(RH)
夏期	34.7℃	57.7%	２８℃	５０%	２４℃	４５%	28℃(参考)	50%(参考)
冬期	1.2℃	51.8%	１９℃	４０%	２４℃	４５%	19℃(参考)	40%(参考)

2 鋼板製煙道　伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。

3 ダクト
・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分）
・アングルフランジ工法）とする。
・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

4 風量測定口　取り付け箇所は図示による。

5 チャンバー
（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
（3）外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。

6 ダンパー
（1）防煙ダンパー　復帰方式（・遠隔　・　）
（2）ピストンダンパー　復帰方式（・遠隔　・　）

7 配管材料
（1）冷温水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ）
（2）冷却水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩ビライニング鋼管（ＶＡ）
（3）油管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）
（4）蒸気管　給気管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）・圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（・Sch40）
還　管　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch80）
（5）高温水管　・ステンレス鋼管　・配管用炭素鋼鋼管（白）
（6）膨張管、空気抜き管、・配管用炭素鋼鋼管（白）
膨張タンクよりボイラー等への補給水管
（7）冷媒管　・断熱材被覆銅管
（8）ドレン管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ）
（屋外：VP、カラ-VP　屋内：保温付VP）

8 弁　類
ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分））
６５Ａ以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
・銅管用伸縮管継手の種類は図示による。
・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

9 油面制御装置
油面制御盤には（・遠隔警報　・電磁弁制御　・　　）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

10 保温及び消音内貼り
・還りダクト（ＲＡダクト）（保温範囲は、・図示による　・　　）
・外気取入れダクト（ＯＡダクト）（保温範囲は、・図示による　・　　）
・膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。
・冷媒管の外装の種別は（・図示による　・　　）

・換気設備

1 ダクト
・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分）
・アングルフランジ工法）とする。
・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
・厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。

2 風量測定口　取り付け箇所は図示による。

3 ダンパー　空気調和設備の当該項目による。

4 排気ダクトのシール　・浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統　・（排気ガス）系統

5 チャンバー　空気調和設備の当該項目による。

6 保　温
・全熱交換ユニット用の外気取入れダクト
（・保温範囲及び仕様は図示による　・　　）
・全熱交換ユニット用の排気用ダクト
（・保温範囲及び仕様は図示による　・　　）
・（・厨房　・湯沸室　　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ・(イ)・Ⅸ）とし範囲は図示による。

・排煙設備

1 ダクト　・亜鉛鉄板　・

2 排煙口の形式　・図示による。

3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）　・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）

4 排煙風量測定　建築設備定期検査業務基準書平成２０年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

・自動制御設備

1 システム構成 その他　別図による。

2 電気計装用機材
使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

・衛生器具設備

1 衛生器具付属水栓　水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

2 洗面器　手洗器は止水栓付とする。

・給水設備

1 配管材料
（1）給水引込管（直結部分）は水道事業者の指定による（・ポリエチレン管）
（2）地中埋設配管（コンクリート埋込）・塩ビライニング鋼管（ＶＤ）・ビニル管（ＨＩＶＰ）
（3）その他の一般配管（上水）（加湿）・塩ビライニング鋼管（ＶＡ）　（図示の箇所）
（雑用水）　・塩ビライニング鋼管（ＶＡ）

2 水　栓
・台所流し用の水栓は泡沫式とする。
・水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

3 量水器
・親メーター（貸与品）（・直読式　・パルス式）
・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式）遠隔表示器付

4 量水器桝　・水道事業者指定品（・貸与品　・買い取り（材質：　）　・標準図ＭＣ形

5 弁　類
ＪＩＳ又はＪＶ　・水道直結部分（・１０Ｋ　・　）
・その他の部分（・５Ｋ　・　）
・逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。
・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

6 管の地中埋設深さ　管の上端より原則として、一般敷地は（　３０ｃｍ）構内道路は（　６０ｃｍ）以上とする。

7 水栓柱　・合成樹脂製　・人造石とぎ出し製　・不凍水栓　・ステンレス製

8 建物導入部配管
・標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の・（ａ）・（ｂ）・（ｃ）による。
・ポリエチレン配管の施工要領は図示による。

9 引込納付金等　・要　・不要

10 保温　次のタンクの保温を行う。　・鋼板製タンク　・ステンレス製タンク

◎ 排水設備

① 配管材料
ビニル管の125A以上は、ＶＵを使用してよい。
（1）屋内　汚水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管
雑排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管
通気管　・排水用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管
ポンプアップ排水管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管
（2）屋外　第一桝まで　・排水用塩ビライニング鋼管
・ビニル管（ＶＰ）
桝間　◎ビニル管（ＶＰ）
・リサイクルビニル管（ＲＳ－ＶＵ）

2 洗面器等の排水管
洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。
台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（ＶＰ）でもよい。
大便器、小便器、洗面器及び掃除　流しとの接続管は、ビニル管（ＶＰ）とする。

3 満水試験継手　取り付け箇所は図示による。

4 放流納付金等　・要　・不要

・給湯設備

1 配管材料　・ステンレス鋼管　・塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ）　※地中埋設配管は、ＷＨＴＬＰ

2 弁　類
・ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。
ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分））

・消火設備

1 配管材料
（1）屋内消火栓　一般・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・配管用炭素鋼鋼管（白）
地中・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６）　・外面被覆鋼管（ＶＳ）
（2）連結送水管　一般・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40）
地中・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40）

2 建物導入部配管　標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の・（ａ）・（ｂ）・（ｃ）による。

3 不活性ガス消火設備　別図による。

4 泡消火設備　別図による。

・厨房設備

1 システム　・ドライシステム　・

2 機器の機能等　図示による。

・ガス設備

1 ガス種別
・都市ガス（供給者名：　　発熱量　　ＭＪ/ｍ３（Ｎ））
・液化石油ガス

2 配管材料
・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。
・液化石油ガス　（1）一般：・配管用炭素鋼鋼管（白）
（2）地中：・ポリエチレン管　・外面被覆鋼管（ＶＬ）

3 充てん容器　別途（・５０ｋｇ　・　）×　４本

4 集合装置　標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　４本組。

5 転倒防止等　標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（・（ａ）・（ｂ））による。

6 メーター
・親メーター（貸与品）（・直読式　・パルス式（パルス発信器は・買い取り））
・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式）

7 ガス漏れ警報器　・本工事（図示による。）　・別途工事

8 漏洩検知装置　・要　・不要

9 電気防食　・要　・不要

10 引込負担金等　・要　・不要

・雨水利用設備

1 仕様等　別図による。

・排水処理設備

1 仕様等　別図による。

2 設備方式　・排水再利用　・浄化槽　・厨房除害

◎ 撤去工事

① 撤去内容　◎図示による

2 支持金物等　ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。

3 石綿含有材撤去　・撤去方法　・図示による

4 冷媒(フロン類)の回収
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。
（1）冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。
（ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し
（イ）フロン類回収証明書

⑤ 発生材の処理
・引き渡しを要するものは、金属類（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金物）、（・　・　・　・　）とする。
・特別管理産業廃棄物は（・　・　・　・　）とする。
・再生資源化を図るもの（・　・　・　・　）とする。
◎引き渡しを用するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は（◎本工事　・別途）とする。

別表ー1

品目	機材名
パッケージ形空気調和機	
マルチ形パッケージ型空気調和機	
全熱交換器ユニット	
吹出口・吸込口	
消音ボックス付送風機	
遠心送風機	
水中モーターポンプ（汚水用・雑排水用・汚物用）	

内部水源地公共下水道接続工事			設計図				
図面名	特記仕様書 建築機械設備１	縮尺 1:NO（A2）	設計番号 作図 平成30年11月	課長	課長補佐	係長	担当者
							図面番号 M-01

後藤設備設計室　後藤布博　建築設備士 0300-7737PK　　/

平成29年版

項目	特記事項

・一般共通事項（2）

①保険及び保証
・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出）
◉請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出）
保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）

2 建設共済等
下記の制度について加入すること。
・法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出）
・建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出）
共済証紙購入額　請負額の0.5／1000以上
ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。
※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。
※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。

③工事実績情報の登録
工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス(CORINS)に登録すること。

④施工体制台帳の提出
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。
なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。

⑤資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項
資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

⑥監督員事務所
・設ける　◉設けない

⑦工事用電力・水・その他
・工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
◉市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。

⑧産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。

9 電気保安技術者の適用
・設ける　・設けない

⑩工事記録
工事記録は以下のように行うこと。
○工事写真
埋設部、いんぺい部　施工工程材料の使用区分　完成写真
※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。
○工事日報、納品伝票
工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。

⑪完成時の提出図書
監督員の指示により下記のものを提出する。
◉工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図）
◉完成図　ＣＡＤデータ　ＰＤＦデータ　（ＣＤ－Ｒ）
・完成図　（Ａ４版に製本したもの）
◉完成図　（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部）
◉工事写真（紙、ＣＤ－Ｒ）
◉保全に関する資料等

12 防振吊り金物及防振支持金物
次の配管には、防振吊り金物（・シングル　・ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。
・口径 50A以上の配管（・冷温水　・冷却水　・揚水）
・次に示す配管

13 管溶接部の検査
標準仕様書第２編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用
・不要　・要

14 鋳鉄製弁類
ライニング弁類の使用範囲
・標準仕様書による　・使用しない

15 防振継手
・合成ゴム製　・ベローズ形

16 可撓継手
・合成ゴム製　・ベローズ形

17 管の防食
保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね１回巻きとする。ただし外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。

18 保温材

保温材の種類	区分
グラスウール保温材	・給水管　・排水管(ﾄﾞﾚﾝ管)・給湯管 ・温水管　・冷水管　・冷温水管 ・長方形ダクト　・スパイラルダクト ・ヘッダー　・タンク　・蒸気管
ロックウール保温材	・給水管　・排水管　・給湯管 ・温水管　・冷水管　・冷温水管 ・長方形ダクト　・スパイラルダクト ・ヘッダー　・タンク　・蒸気管
ポリスチレンフォーム保温材	・給水管　・排水管　・冷水管 ・冷温水管　・ヘッダー（※）・タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可

保温外装材
・SUS製ラッキング　・樹脂製ラッキング　・カラー亜鉛鉄板　・その他（　）

⑲施工図等の取扱い
施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

⑳既設との取合い
本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。

21 スリーブ
・亜鉛鉄板　・紙チューブ　・つば付鋼管　・塩化ビニル管

22 管の支持
・屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。

23 塗装
・下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
・機械室　・倉庫　・電気室

㉔施工条件
・監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
1.施工可能日　・土、日曜日、祝日施工有り　・指定なし
◉その他（別途工事等と作業日時の調整を行うこと。）
2.施工可能時間帯　・指定有り（　時～　時）　◉指定なし

・空気調和設備（2）

1 パッケージ型空気調和機
・冷暖房能力は、JIS B 8615 による表示とする。
・冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆銅管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。
屋外露出部分は（・ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・合成樹脂製カバー）によるラッキングを行い、保温材にて整形を行う。
屋内露出部分は（・ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・合成樹脂製カバー）によるラッキングを行い、保温材にて整形を行う。
冷媒管の耐圧試験は２４時間メーカー推奨圧力で行う
冷媒管の立て管の固定は、垂直方向に5m以上ある場合、鋼管から直接1箇所以上固定すること。

2 ばい煙濃度計
・設ける　・設けない

3 ばいじん量測定口
・設けない　・設ける（口径８０φ以上）
・本体は（・アスファルト　・モルタル　・エポキシ樹脂）により保護を行う。

4 チャンバー等
空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm 以上とする。
図示されたチャンバーには、寸法（・400 x 500H　・500 x 600H）の点検口を設ける。
内張りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。
アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを越えるものは、500×500×300Hとする。

5 吹出口・吸込口
・鋼製　・アルミニウム製　・木製

6 保温・塗装
・外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保温を行う
・隠ぺいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ 25 mmの保温材を重ね巻きを行うか、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ＋10 mm以上とする。
・

7 瞬間流量計
・設ける（検出部と指示部一体形）　・設けない
取付箇所は、（・ユニット形空気調和機　・冷温水ポンプ　・冷却水ポンプ　・ヘッダーの各送り管　・ヘッダーの各返り管）とする。
・瞬間流量計を設けない場合は、ピトー管式流量計用タッピングのみを設ける。
取付箇所は前記による。

8 圧力計・温度計

機器名		計器取付箇所（○印の箇所） 機器入口側 圧力計	機器入口側 温度計	機器出口側 圧力計	機器出口側 温度計	温度計の種類
冷凍機	冷却水	○	○	○	○	ガード付 L形又は円形
	冷水	○	○	○	○	
直たき吸収式冷温水機	冷却水	○	○	○	○	ガード付 L形又は円形
	冷温水	○	○	○	○	
パッケージ形空気調和機	冷却水	○	○	○	○	ガード付 L形又は円形
	温水	○	○	○	○	
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
空気調和機	冷温水	○	○	○	○	L形又は円形
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温風暖房機	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温水ボイラ	温水		○			L形又は円形
管寄せ			○			L形又は円形

9 機器基礎
ポンプ　基礎施工要領（四）・標準基礎　・防振基礎
遠心冷凍機　基礎施工要領（二）・標準基礎
往復動冷凍機　基礎施工要領（二）・標準基礎
パッケージ形空気調和機　基礎施工要領（三）・標準基礎　・防振基礎　・既製品基礎
ユニット形空気調和機　基礎施工要領（三）・標準基礎　・防振基礎
遠心送風機　基礎施工要領（四）・標準基礎　・防振基礎
・防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。

10 形鋼振れ止め
ダクトに形鋼振れ止め支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。

11 吊機器の振れ止め
室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

・し尿浄化槽設備工事

1 処理種別及び構造
・合併処理（・接触ばっ気方式　・長時間ばっ気方式　・回転板接触方式　・　）

2 処理能力
処理対象人員　人　容量　㎥／日

3 本体構造
・コンクリート製（・現場施工形　・ユニット形）　・ＦＲＰ製

4 放流水質
ＢＯＤ　ｍｇ／L以下

5 マンホールふた
・製造者標準品　・ＭＨＡ　・ＭＨＢ

6 臭突
立上り部はコンクリートにて ５００Ｈ まで根巻きをする。

7 スラブ負荷重
・土圧のみ　・２００ｋｇｆ／m^2　・３５０ｋｇｆ／m^2　・８００ｋｇｆ／m^2

8 排水方式
・自然流下
・ポンプ排水
（ポンプ槽内径　mm．ＧＬよりの深さ　m以上
ただし深さが １．２ｍ以上の場合はタラップ付とする。）

9 送風機室
・不要　・要（・別途工事　・本工事）
・独立設置形（・地上式　・地下式）　・槽と一体形

10 消毒剤
固形剤とし、予備品 2 kg （容器入り）を納入する。

11 槽内にある鋼管類の防食
・タールエポキシ樹脂塗料３回塗りを行う。
・土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。

暴力団等不当介入に関する事項

1．契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2．暴力団等による不当介入を受けたときの義務
（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

<現場代理人に関する事項>
工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。

（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第３　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1)　紙媒体　シュレッダーによる裁断
(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（罰則等の周知）
第１１　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。
（苦情の処理）
第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（事故発生時における報告）
第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（契約解除及び損害賠償）
第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

<現場代理人に関する事項> 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。

内部水源地公共下水道接続工事				設計図			
図面名	特記仕様書 建築機械設備２	縮尺 1：NO (A2)	設計番号 作図 平成 30年 11月	課長	課長補佐	係長	担当者
図面番号	M-02						

後藤設備設計室　後藤布博　建築設備士　０３００-７７３７ＰＫ

配置図	1/200

※本現場は、24時間稼働している施錠された水道施設であり、他の工事や
点検もあることから作業日時、時間は、発注者と十分協議の上で行うこと。
※敷地場内には、図示された配管以外にも埋設配管、電線管が布設
されているので十分注意して施工すること。
※管底～管天＋100は、山砂で保護すること。

凡例

記号	名称	配管材料・その他	
	既設給水管	硬質塩化ビニル管	VP
	撤去給水管	硬質塩化ビニル管	VP
	排水管	硬質塩化ビニル管	VP
	既設排水管	硬質塩化ビニル管	VP
	撤去排水管	硬質塩化ビニル管	VP
	残置管		
○	新設汚水桝	鋳鉄製防護蓋	
	既設汚水桝	鋳鉄製蓋	
	既設雑排水・雨水桝	鋳鉄製蓋	
	既設雑排水・雨水桝	コンクリート蓋	
	はつり箇所	コンクリート部分	
	はつり箇所	アスファルト舗装部分	

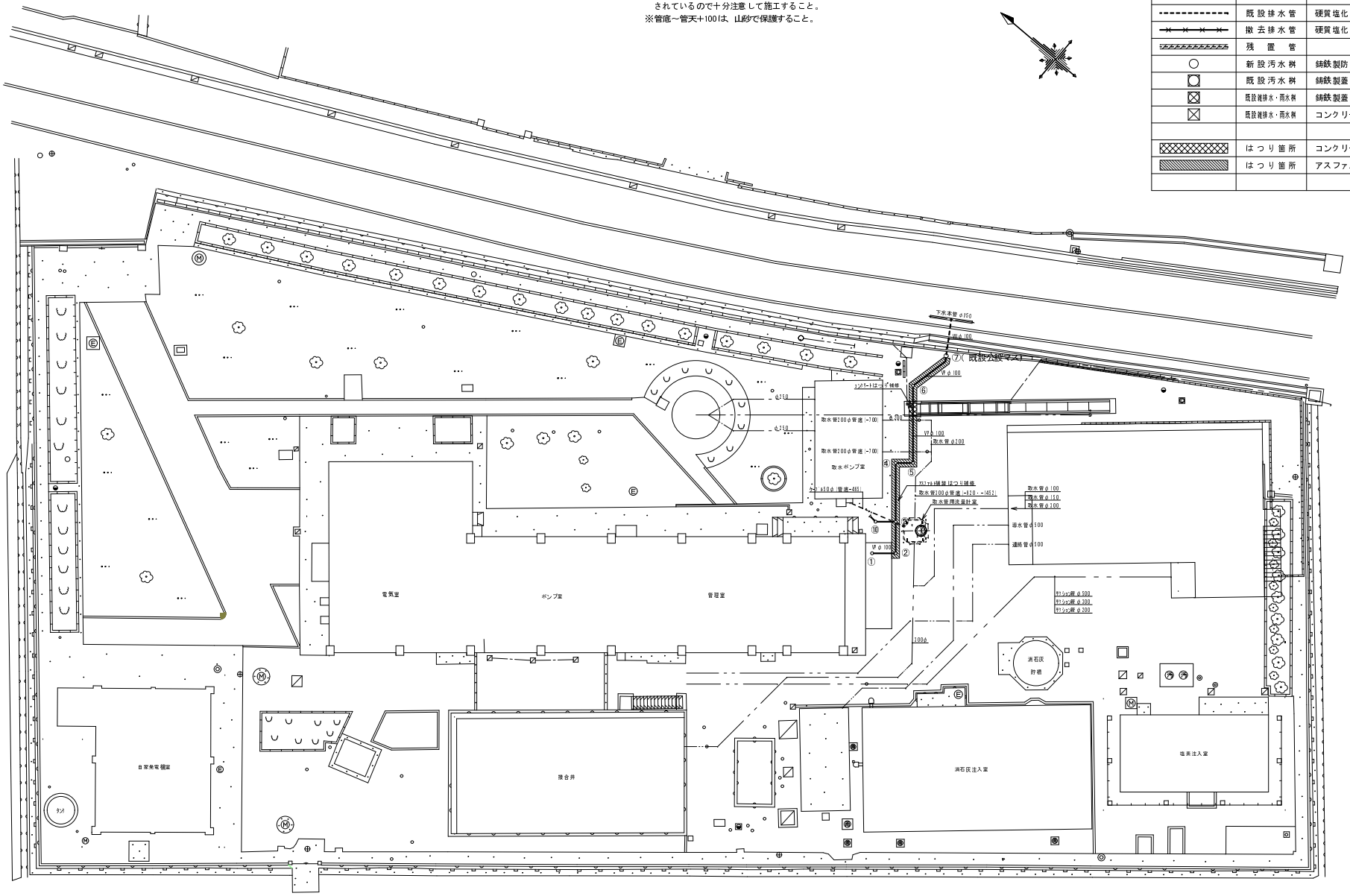

後藤設備設計室 後藤布博 建築設備士 0300-773PK	平成３０年度	工事番号	施原第　号	工事名	内部水源地公共下水道接続工事	図面名称	配置図　S=1/200	図面番号	５枚の内Ｎｏ．３	平成３０年　１１月　日	四日市市上下水道局 施設課　水道施設係

改修後　ポンプ場平面図　1/100

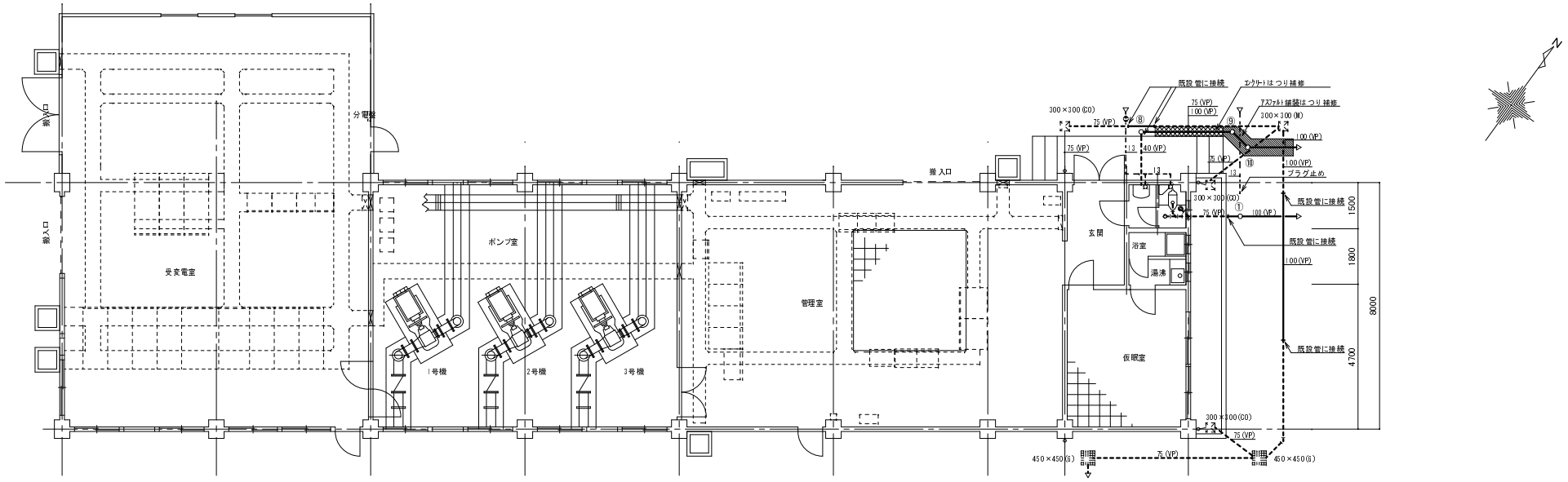

改修前　ポンプ場平面図　1/100

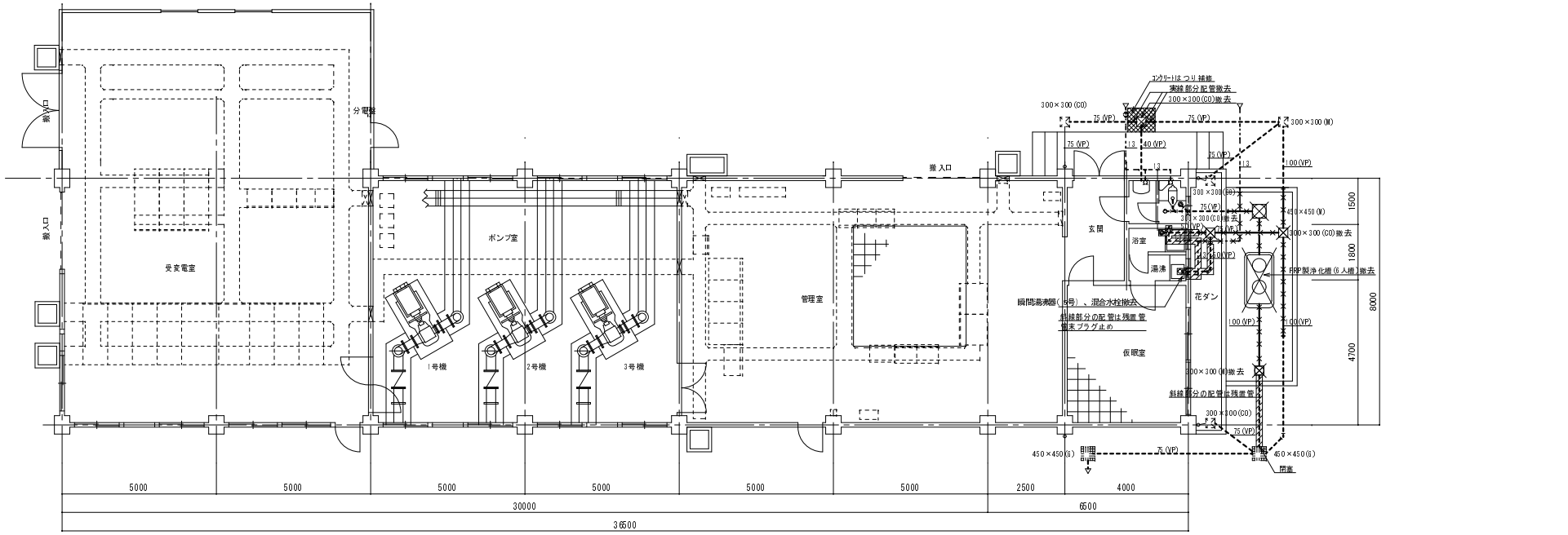

後藤設備設計室 後藤布博 建築設備士 0300-7737PK	平成３０年度	工事番号	施原第　　号	工事名	内部水源地公共下水道接続工事	図面名称	内部水源地　平面図	図面番号	５枚の内Ｎｏ．４	平成３０年１１月　　日	四日市市上下水道局 施設課　水道施設係

浄 化 槽 撤 去 図　　1/50

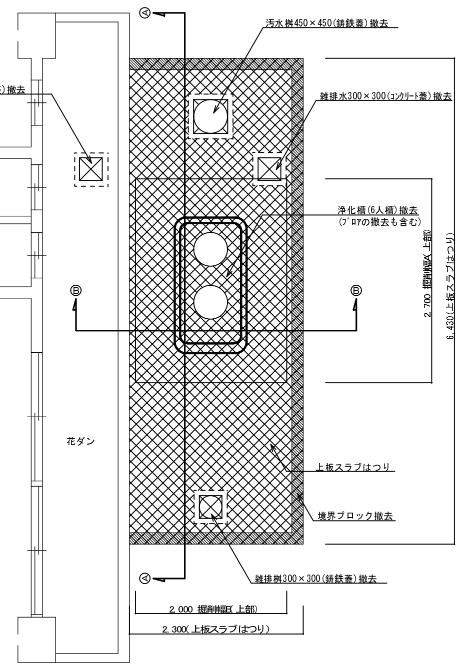

改修前　　平面詳細図　　1/50

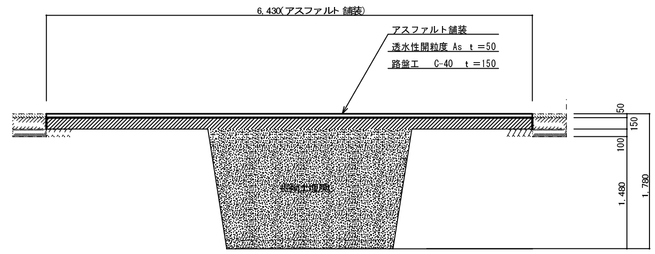

改修後　Ⓐ～Ⓐ 断面詳細図　　1/50

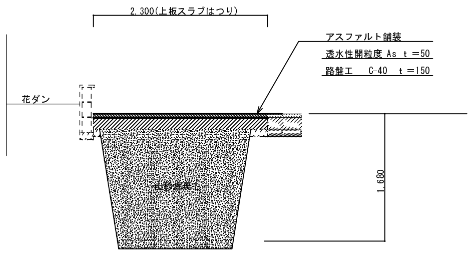

改修後　Ⓑ～Ⓑ 断面詳細図　　1/50

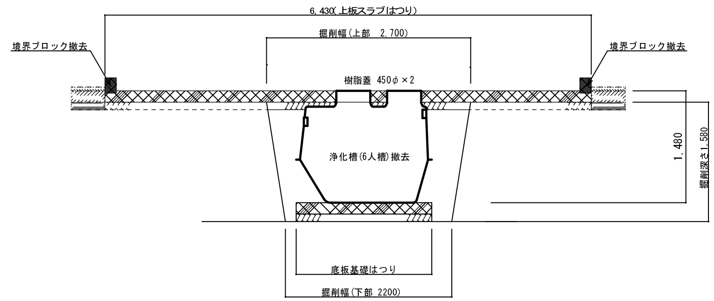

改修前　Ⓐ～Ⓐ 断面詳細図　　1/50

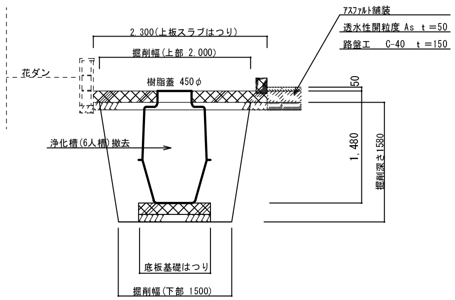

改修前　Ⓑ～Ⓑ 断面詳細図　　1/50

※ 汚水汚物の処理及び消毒は別途工事とする。（清掃の日時は、協議により決定する。）
※ 浄化槽の断面図等は参考図であり、軽微な仕様の相違は、本工事で対応するものとする。

勾 配 図

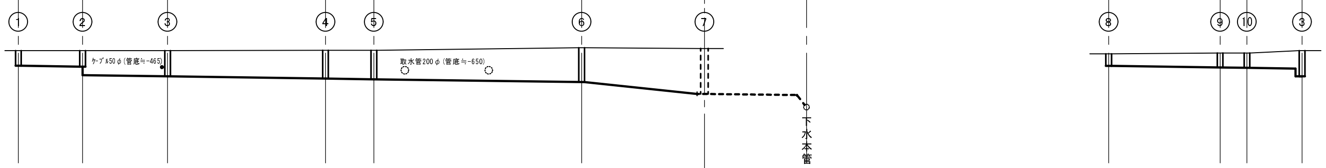

	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		下水本管	⑧		⑨ ⑩		③
桝 種 別	小口径桝 150φ(ST)		小口径桝 150φ(DR)		小口径桝 150φ(90UT)		小口径桝 150φ(90L)		小口径桝 150φ(90L)		小口径桝 150φ(45L)		取付桝			小口径桝 150φ(90L)		小口径桝×2 150φ(45L)×2		小口径桝 150φ(90UT)
蓋 種 別	防護蓋 (T-14)		防護蓋 (T-14)		防護蓋 (T-14)		防護蓋 (T-14)		防護蓋 (T-14)		防護蓋 (T-14)					樹脂蓋		樹脂蓋×2		防護蓋 (T-14)
地 盤 高	-55		-55		-55		-50		-50		20		0			-140		-120 -120		-55
距 離		1,700		2,250		4,180		1,280		5,500		3,250					2,950	710	1,460	
勾 配（‰）		14.7‰		13.3%		14.3%		15.6%		12.7%		96.9%					13.5%	14.1%	13.7%	
管径・管種		100VP		100VP		100VP		100VP		100VP		100VP		100VP	150φ		100VP	100VP	100VP	
管 底 高	-400		-425/-650		-680		-745		-765		-905		-1200			-320		-380 -390		-475/-680

排 水 管 補 強 図

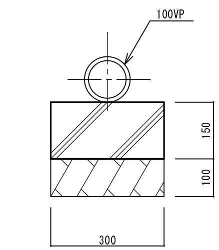

※ 桝記号 ①～⑦ の排水管を補強

後藤設備設計室　後藤布博　建築設備士 0300-7737PK	平成３０年度	工事番号	施原第　　号	工事名	内部水源地公共下水道接続工事	図面名称	浄化槽撤去図・勾配図（参考図）	図面番号	５枚の内Ｎｏ．５	平成３０年１１月　　日	四日市市上下水道局　施設課　水道施設係